

在学生の皆さん

大阪人間科学大学

学内外における在学生の活動について（緊急事態宣言を受けて）

皆さんご存知のように、昨日、政府により、大阪府全域を対象として、基本的対処方針に基づく期間（令和2年4月7日から5月6日までの30日間）について、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発せられました。これを踏まえ、大阪府民には、「外出の自粛」と「イベント開催の自粛」が要請されています。

こうした中、本学として対面授業の開始を5月11日（月）としたことから、学内外における在学生の活動にかかる制限を5月10日（日）まで延長することとしました。

改めて、内容について記載しておきますので、ご理解の上、ご協力よろしく申し上げます。
なお、今後の情勢の変化に伴い、内容に変更が生じる場合がありますのでご承知おきください。

1 学内への入構について

在学生の入構は一律に禁止しませんが、以下に該当する方は入構を禁止します。

<入構を禁止する者>

- ① 風邪の症状や37.5℃以上の発熱、呼吸器症状のある者
- ② 新型コロナウイルスに関する検査において陽性反応がある者およびその濃厚接触者

履修登録、奨学金などの事務手続きや面談・指導等、入構が必要な場合は、担当教職員の指示のもと入構してください。

ただし、学内におけるクラブ・サークル活動は、緊急事態宣言の趣旨に鑑み不可とします。

（教職員がその場に立会い、直接指導および監督する活動を除く）。

2 学外での活動について

今回の緊急事態宣言を受けて、政府の基本的対処方針に基づく期間中、大阪府全域において、医療機関への通院や、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、屋外での運動や散歩など、生活の維持のために必要な場合を除き、外出は自粛し、自宅に留まるよう求められています。

また、生活の維持に必要なものを除く全てのイベントについても、規模や場所に関わらず、開催の自粛が求められています。緊急事態宣言の趣旨を理解し、これまで以上に「三つの密（密閉空間・密集場所・密接場面）」を避けていただくようお願いします。

学生生活において様々な制約が生じますが、皆さんの命・健康を守るためです。ご協力をお願いします。

【問い合わせ】

大阪人間科学大学 学生課

TEL : 06-6105-7155

E-mail : gaku-sou@kun.ohs.ac.jp